

広瀬川河畔景観形成重点地区景観計画の策定について

H29. 6. 26

1. 計画策定の趣旨

中心市街地を流れる広瀬川の厩橋から久留万橋までの河畔地域について、素晴らしい景観を守り、前橋市の特徴ともいえる市街地を流れる広瀬川及び河畔緑地の景観資源を生かし、「水と緑と詩のまち」前橋のシンボルとしてより質の高いまちなみ景観の創出を図るため、前橋市景観条例に基づく景観形成重点地区（※）への指定に向け、要件となる地区の景観計画を策定するもの。

※景観形成重点地区・・・

市全域を対象とした景観形成基準では対応しきれない、それぞれの地域特性に応じた景観形成基準などを定めることで、地域住民や事業者、行政がともに地域の個性を生かした景観づくりに取り組む地区として、前橋市景観条例に基づき指定する地区。

2. 計画策定の取り組みの経過

- 平成 22 年度 景観形成重点地区等の展開に関する検討業務（委託）を実施
- 平成 23 年度 広瀬川河畔地区の景観に関するアンケート実施
（厩橋～久留万橋の間の沿川住民等を対象）
広瀬川河畔地区景観まちづくり意見交換会
- 平成 24 年度 広瀬川河畔地区勉強会
広瀬川河畔地区・景観形成ワークショップ（計 5 回開催）
- 平成 25 年度 広瀬川河畔地区の景観形成重点地区指定に向けたアンケート調査
（岩神町～西片貝町の広瀬川に面する自治会の住民を対象）
広瀬川河畔地区の景観形成重点地区指定に向けた住民説明会
- 平成 26 年度 広瀬川デザイン協議会（※）発足（～H29. 1 月までに計 11 回開催）
- 平成 28 年度 広瀬川河畔景観形成重点地区の景観計画（素案）についての住民説明会
- 平成 29 年度 第 12 回広瀬川デザイン協議会の開催

※広瀬川デザイン協議会

広瀬川河畔地区の景観形成に関して地域住民等から意見を聞き、将来の景観形成のあり方について協議を行い、広瀬川河畔地区景観形成重点地区景観計画の素案の作成に関することを主な目的として設置。地元自治会長、自治会から推薦を受けた地権者、学識経験者の計 13 人で構成。計 10 回の協議を行い、平成 29 年 1 月に「広瀬川河畔景観形成重点地区景観計画素案」を作成。

3. 計画の内容

地区の①名称、②区域、③景観形成の目標、④景観形成の方針、⑤景観形成基準（景観のルール）、⑥届出対象行為を定めます。

※詳細は別紙【資料 2-1】「広瀬川河畔景観形成重点地区景観計画（案）」

4. 計画策定及び景観形成重点地区指定スケジュール（予定）

別紙【資料 3】